

令和8年度（2026年度）就学援助受付のお知らせ

- 年度切替え・新規受付 -

小・中学校に就学する児童生徒の保護者のうち、教育費の支援が必要で、世帯の所得合計が一定基準に満たない保護者に対して、市では学校で必要とする教育費の一部を援助しています。令和5年度より国公立・私学も対象となりました。なお、更新の学年のお子さんがある世帯を除いて申請は不要です（下記1囲み部分参照）。

1 援助の対象・必要書類

下記①～④いずれかの要件に当てはまり、教育委員会が審査し認めた方が対象者となります。

	対象者	区分	備考
①	現在、生活保護を受けているご家庭	要保護	※1
②	現在、児童扶養手当（主にひとり親）を受けているご家庭	準要保護	※2
③	昨年度以降、生活保護の停止・廃止となったご家庭	準要保護	要申請
④	その他経済的な理由により学校への支払いが困難なご家庭 （裏面の基準目安表を参照）	準要保護	要申請
	【家賃控除】 ④に該当の方で、家賃の支払いがある場合には、一定金額を所得から控除して審査することができます。賃貸住宅にお住まいで、家賃控除があれば認定の可能性のある所得の方には、 <u>後日こちらから連絡し、家賃の支払いに係る証明の追加提出</u> を求めています。 （提出書類の例）契約書、領収書、振込明細、通帳の該当部等のコピー 令和7年（2025年）1月～12月分		

※1…情報提供に関する同意書のご提出をいただいた方は、保護期間中の就学援助申請は4/1自動更新となります。

※2…児童扶養手当現況届（令和7年度）、児童扶養手当認定請求書各届出時に【就学援助に関する事項】にチェックを付けていただいた方は就学援助の申請が不要です。チェックをいれているかご不安な方はお問合せください。

注)令和6年度以前の同届については、申請不要の対象となりませんのでご注意ください。

上記④に該当し申請が必要な学年

・小学1年生（※） ・小学4年生 ・中学1年生

※小学1年生で、令和7年（2025年）12月に入学前準備金を申請された保護者は申請不要です。

ただし、ごきょうだいに更新対象の学年（小4、中1）のお子さまがいる場合は申請が必要となります。

★就学援助を初めて申請される場合は、学年に関わらず申請が必要となります。

2 申請手続

申請書に記入・押印（署名の場合不要）の上、必要書類を添えて提出してください。

(1) 提出期間

4月1日付け認定は令和8年4月1日から4月30日までです。（郵送の場合、4月30日までの消印有効）それ以降の申請は、申請日の翌月からの認定となり、一部減額や支給できない項目があります。

(2) 受付場所及び時間

①【オンライン申請の場合】

国立市ホームページ > 子育て・教育 > 学校教育 > 小・中学校 > 就学援助・奨学金など > 就学援助 > 「就学援助：3. 申請方法・提出上の注意事項」に掲載

②【持参の場合】

国立市教育委員会教育部教育総務課 41 窓口（市役所3階）
土曜日・日曜日及び祝休日を除く午前8時30分から午後5時まで

③【郵送の場合】 〒186-8501 国立市富士見台2丁目47番地の1
国立市教育委員会教育部教育総務課学務保健係 宛て

※郵送料は申請者ご自身のご負担となり、受領証の発行はいたしませんので、予めご了承ください。



（申請ページ）



(3) 申請書の配布

更新対象学年の方は学校配布、4月1日より以下窓口の開設日に配布開始。

教育総務課 41 窓口(市役所3階)、南・北・駅前市民プラザ または ホームページからダウンロード

3 対象となる項目

- ◇ 学用品費・通学用品費 (◆) (定額)
- ◇ 新入学用品費 (◆) (定額：4月認定者のみ該当、2月に入学前準備金を受給された方は除く)
- ◇ 校外活動費 (実費：上限あり)
- ◇ 修学旅行費(移動教室)費 (実費：上限あり)
- ◇ 卒業経費 (実費：上限あり)
- ◇ 学校保健安全法で定める医療費 (自己負担分：4～6月認定者のみ該当。虫歯・中耳炎等)
- ◇ 入学前準備金 (◆) (定額)

※学用品費・通学用品費・新入学用品費は、認定時(おおむね8月下旬)に定額を保護者口座に振り込みます。教材費等は学校からの案内に従い、ご納入ください。

※校外活動費、修学旅行(移動教室)費及び卒業経費は、行事实施後3ヶ月以降を目安に支給となります。

◆の項目は区分が「準要保護」の方のみ該当です(要保護の方は、生活保護費として同様の支給があります。)

4 注意事項

(1) 令和8年(2026年)1月1日現在の住所が国立市ではなかった保護者の方へ

令和8年(2026年)1月1日現在の住所が国立市でなかった保護者の方は、その時点で住んでいた区市町村が発行する「令和8年度区市町村民税課税・非課税証明書」(令和8年6月頃から交付が可能。交付可能となる時期の詳細は、該当する区市町村にお問い合わせください。)の交付を受け、追加提出してください。

(2) 国立市立以外の小中学校に通われている方について

国立市立小中学校以外に就学をされている方で、就学援助を希望される場合は、医療費が対象外です(宿泊行事は、国立市立小中学校の学校行事と同様の学年・金額を支給対象といたします。)

※特別支援学校在籍児童生徒については、原則として在籍校にて案内のある都の制度が優先です。

5 所得の基準目安表

世帯の所得の基準	世帯の状況					世帯員数
約220万円以下	母		小2			2人
約294 //	父	母	小2			3人
約312 //	父	母	中1			3人
約330 //	父	母	小2	幼児		4人
約366 //	父	母	高2	中2		4人
約379 //	父	母	小3	小1	幼児	5人
約410 //	父	母	中3	小5	小1	5人
約417 //	父	母	高3	高1	中2	5人

※所得とは、給与所得者の場合は給与所得控除後の金額、事業所得者の場合は必要経費を除いた金額をいいます。

※上表はあくまで目安となり、ご家族の年齢等によって基準額が異なります。申請をもって正式な判定となります。

※特別な事情(保護者の死亡、離職、離婚等)がありお困りの方は担当課までご相談ください。

<担当及びお問い合わせ先>

〒186-8501 国立市富士見台2丁目47番地の1

国立市 就学援助

検索

国立市教育委員会教育部教育総務課学務保健係 41 窓口

TEL 042-576-2111 (内線 332)

